

## 会 議 録

会議の名称	平成30年度 第2回 飯塚市高齢社会対策推進協議会
開催日時	平成30年6月27日（水） 13時30分～14時40分
開催場所	飯塚市役所 4階 入札室
出席委員	澁田委員、逢坂委員、手塚委員、寺尾委員、田中委員、鯉川委員、荒川委員、貝嶋委員、松浦委員、安藤委員、井本委員、初井委員、岡松委員、早柏委員、荒木委員、原田委員、南條委員、高須賀委員
欠席委員	野見山委員、長谷部委員
会議概要	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)平成 30 年度飯塚市地域密着型サービス事業所整備事業者選考結果について</p> <p style="padding-left: 2em;">(2)介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】</p> <p style="padding-left: 2em;">(3)介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】</p> <p>3 報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】</p> <p style="padding-left: 2em;">(2)介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】</p> <p style="padding-left: 2em;">(3)介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 平成30年度飯塚市地域密着型サービス事業所整備事業者選考結果について</p> <p>資料2 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】</p> <p>資料3 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】</p> <p>資料4 地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】</p> <p>資料5 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】</p> <p>資料6 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】</p>
公開・非公開の別	<p>① 公開                      2 一部公開                      3 非公開</p> <p>(傍聴者0人)</p>

<p>その他（非公開理由等）</p>	
<p>会議内容</p>	<p>① 議題 1:平成 30 年度飯塚市地域密着型サービス事業所整備事業者選考結果について</p> <p>平成 30 年度飯塚市地域密着型サービス事業所整備事業者選考結果について説明、承認</p> <p>② 議題 2:介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】</p> <p>指定新規申請に基づく「第一号訪問事業」の 1 事業所について指定を承認。</p> <p>「第一号訪問事業」</p> <p>申請者：合同会社一策社</p> <p>種 別：訪問サービス（現行相当）</p> <p>圏 域：菰田</p> <p>名 称：ヘルパーステーション まめ助</p> <p>所在地：飯塚市菰田西二丁目 5-30-202</p> <p>指定年月日：平成 30 年 7 月 1 日</p> <p>A 委員：新規承認しても、あとで廃止という事業所がたくさん出て来ていると思うのですが、どういう理由で成り立たなくなったのかという説明はないのでしょうか。承認する場合もすぐ廃止がでないように詳しい説明があればいいのですが。また、承認しないということができるのでしょうか。</p> <p>事務局：廃止につきましては廃止届の際に必ず理由書をつけてもらっています。指定の時は届け出る項目が決まっているので基準を満たしているかどうかでしか審査できない状況です。そのため指定の際には、経営についての見通しなどは確認が出来ません。基本的に基準を満たしてあれば、承認しないということは特にできず、承認というよりも周知方法の一つということになります。実際は 3 年に 1 度必ず実地指導が入っておりますのでそこで</p>

条件等が満たさなければ、指定の取り消しということになります。

B 委員：廃止した事業所で何年かたって、また別の名前で申請されることはあるのですか。

事務局：欠格事項に該当しない限りは出てきます。実地指導等で指定の取り消しが行われると、欠格事項になりますので、再度立ち上げが出来ないということになります。

③ 議題 3：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】

休止届に基づく「第一号通所事業」の 1 事業所について休止を承認。

「第一号通所事業」

申請者：社会福祉法人初栄会

種 別：介護予防・日常生活支援事業

圏 域：穂波東

名 称：えがおデイサービスセンター

所在地：飯塚市忠隈 71-10

休止年月日：平成 30 年 7 月 1 日

休止予定期間：平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日

A 委員：実際現地を見て事業所を確認できないのでしょうか。休止によって移った人は、移った側で満足しているのかはわからないのでしょうか。

B 委員：介護保険を利用されている方は、ケアマネジャーが利用者にとって適切かどうか、何か所か体験していただいて、移る先を決めます。その後必ず毎月ご自宅にお伺いして、本人に状況を確認するような体制をとっています。

事務局：新規の時には事業所の建物や設備の確認に行っていますので、その際事業

所から許可が出れば立ち会えると思います。

④ 報告事項 1：地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】

廃止届に基づく「地域密着型通所介護」の1事業所について廃止を承認。

「地域密着型通所介護」

申請者：有限会社一生

種 別：地域密着型通所介護

圏 域：潁田

名 称：ケアセンターイッセイ

所在地：飯塚市勢田 1854-7

廃止年月日：平成 30 年 3 月 31 日

⑤ 報告事項 2：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】

休止届に基づく「第一号通所事業」の1事業所について休止を承認。

「第一号通所事業」

申請者：有限会社一生

種 別：第一号通所介護

圏 域：潁田

名 称：ケアセンターイッセイ

所在地：飯塚市勢田 1854-7

休止年月日：平成 30 年 3 月 31 日

休止予定期間：平成 30 年 3 月 31 日～平成 30 年 12 月 31 日

⑥ 報告事項 3：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】

廃止届に基づく「第一号通所事業」の1事業所について廃止を承認。

「第一号通所事業」

申請者：社会福祉法人幸友会

種 別：通所型サービス

圏 域：穂波西

名 称：デイサービスセンターあいおす

所在地：飯塚市枝国 56 番地 1

廃止年月日：平成 30 年 5 月 31 日

⑦ その他

次回の協議会開催日程：平成 30 年 8 月 29 日（水）

閉会